

学部学生の休学に伴う授業科目の履修および単位の取扱い

1. 休学した年度の第 1 学期及び休学を終えた年度の第 2 学期に修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したものとする。
2. 休学した年度の第 1 学期に履修していた通年の授業科目については、休学前に継続履修願を提出し、休学を終えた年度の第 2 学期に、その授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものとみなす。
3. 休学を終えた年度の第 2 学期に履修する授業科目の履修登録は、9 月末までに終えるものとする。
4. 休学に伴う授業科目の履修及び単位の認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。
5. この取扱いの改正は、教務委員会の議を経て、各学部教授会の承認を得なければならない。

附 則

この取扱いは、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。